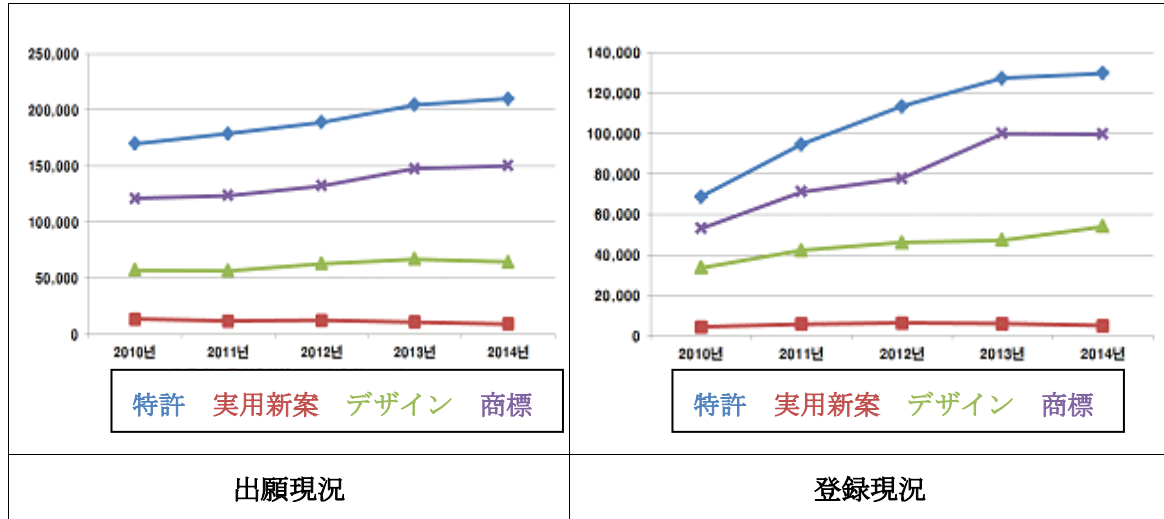


出願・登録実績



□2014年の産業財産権出願(特許・実用新案・商標・デザイン)は約43万4,000件で、2013年の43万164件に比べて0.9%増加した。

○権利別では、特許出願が約21万件で2013年の20万4,589件に比べて2.8%増加したものの、増加傾向は多少鈍化していることが分かった(最近3年間の平均伸び率6.3%)。

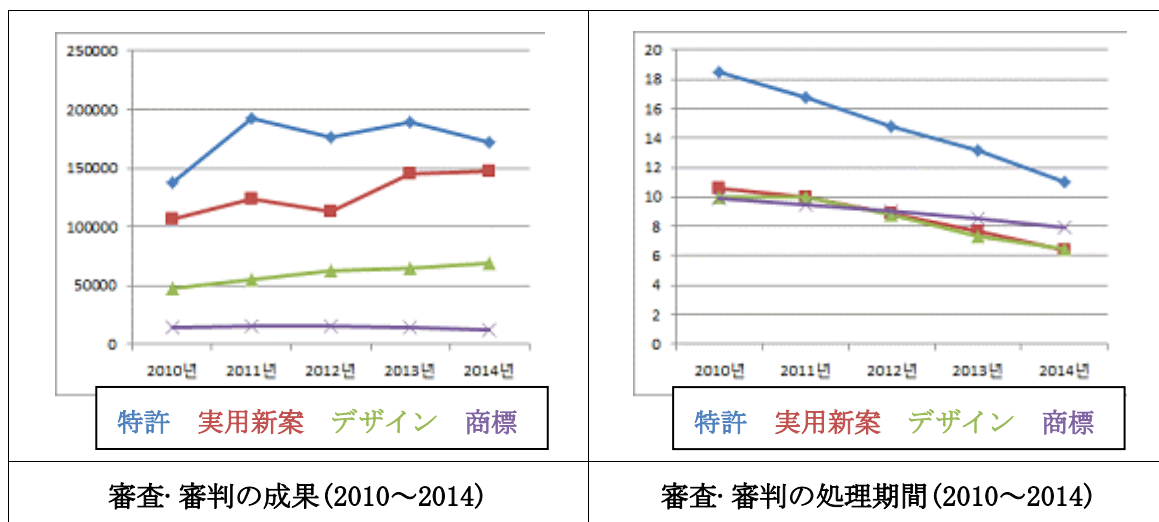
○商標出願は約15万件で、前年の14万7,667件に比べて1.7%増加し、デザイン出願は約6万4,000件で、前年の6万6,940件に比べて3.9%減少した。

□2014年の産業財産権登録(特許・実用新案・商標・デザイン)は28万8,553件で、2013年の28万691件に比べて2.8%増加した。

□国際出願(PCT国際特許・国際商標・国際デザイン)は5万7,686件で、2013年の5万6,334件に比べて2.4%増加した。

○最近5年間は、内国人による国際出願が着実に増加し、5年前に比べるとPCT国際出願(世界5位を維持)は36.3%、国際商標出願は74.3%増加した。

2014年の審査・審判の成果および2015年の計画



①特許・実用新案の成果および計画

□(審査成果)特許・実用新案の審査処理は、17万2,000件だった。

○先行技術調査の外注用役の効果を反映した審査官1人当たりの実質的な審査処理負担件数は、年間207件だった。

- 米国、欧州などに比べると、相対的に多い量进行处理していることが審査品質に影響を及ぼしかねないため、審査負担度の改善案を導入し、人材の拡充を通じて審査官の負担を緩和する計画だ。

○PCT国際調査処理件数は、3万件(国外1万8,000件)で、PCT国際調査によって2,140万ドルの外貨手数料収入を上げた(2013年2,049万ドル)。

□また、特許審査品質の向上に向けて、適正の権利範囲を提示する「ポジティブ審査サービス」を本格的に施行した。

※2014年のポジティブ審査実績:予備審査の申立47件、一括審査15件(関連出願92件)、補正方向の提示13,223件(対象件のうち7.27%)

□(審査計画)特許庁は、今年の審査処理期間を10カ月に短縮する計画だ。

○そのため、特許・実用新案で約17万6,000件、PCT国際調査で約3万3,700件の審査

処理を計画している。

- 審査官 1 人当たりの処理件数の適正化を通じて、世界的な水準の審査品質サービスを提供し、高品質の特許審査創出を支援すべく、「特許審査 3.0 サービス」を本格的に施行する予定だ。

②商標・デザインの成果および計画

- (審査成果)商標分野の審査処理は 147,602 件で、デザイン分野の審査処理は 68,847 件だった。

※審査処理件数：(商標)国内の書類綴ベース、(デザイン)国内の単数デザインベース

- 調査分析の外注用役の効果を反映した審査官 1 人当たりの実質的な審査処理負担件数は、年間商標 1,300 件、デザイン 1,500 件だった。

- 商標ブローカーが出願した商標が登録を受けられないように商標法が改正され、審査官の職権調査の強化に対する指針を施行するなど、不正な目的で出願しようとする商標に対して約 3,000 件の拒絶決定を下した。

- 昨年 7 月、国際デザイン出願制度が導入され、韓国企業による国際デザイン出願は約 100 件、外国企業による出願は約 1,000 件あった。

- (審査計画)商標・デザインの審査処理期間を 5 カ月に短縮する予定で、商標約 15 万 1,000 件、デザイン約 6 万 5,000 件の審査を処理する計画だ。

③審判の成果および計画

- (審判成果)2014 年の審判処理期間は 7.9 カ月、合計審判請求件数は 1 万 1,981 件で、1 万 2,254 件の審判が処理された。

- 前年比審判請求件数は 7.9% (1,033 件) 減少したが、これは審査前置制度の廃止および再審査制度によるものと分析される。

- また、遠距離にいる審判当事者の利便性を向上するため、遠隔映像口頭審理システムを構築・開始('14.4.24.)し、計 505 件の口頭審理のうち 20.8% である 105 件の審理が

遠隔映像口頭審理システムによって実施された。

□(審判計画)当事者系の審判処理期間を 6 カ月に短縮し、特許紛争の迅速な解決に向けて尽力する計画だ。